

平成 29 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	3	府 省 庁 名	スポーツ庁
対象税目	法人住民税 等		
要望 項目名	2019 年ラグビーワールドカップ大会の開催に向けた税制上の所要の措置		
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） ・ 特例措置の内容 2019 年に開催されるラグビーワールドカップ大会（以下「RWC2019」という。）の円滑な準備及び運営を支援するため、RWC2019 のために来日する大会関係者を対象として、大会関連の活動により生じた国内源泉所得に係る法人税を非課税とする。		
関係条文	—		
減収 見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	(1) 政策目的 RWC2019 の円滑な準備及び運営を支援するため、海外からのRWC2019 大会関係者の受け入れ等に関して、税制面で必要な措置を講じ、RWC2019 の開催に際して、大会に参加する選手及び大会をサポートする全てのスタッフ等が最高のパフォーマンスを発揮できるように体制を整える。 (2) 施策の必要性 ラグビーワールドカップは、夏季オリンピック・パラリンピック、サッカーワールドカップに次ぐ、世界 3 番目の規模のスポーツイベントと言われている国際競技大会であり、RWC2019 の円滑な開催は、我が国のスポーツ人口の拡大や国際スポーツ界におけるプレゼンスの向上、関連消費の拡大など、多大な社会的効果を生じる高い公共性を有していることからスポーツ振興の観点から極めて重要である。 一方で、RWC2019 の開催に際しては、世界各国から多くの大会関係者（大会主催者（ラグビーワールドカップリミテッド）や放送事業者等）の来訪が予想される。外国法人が我が国の国内源泉所得を有する場合には、所得の性質や恒久的施設の態様により、我が国で法人税等を課税されることがあり、当該外国法人の所在国でも課税を受ける場合には、国際的二重課税が発生する事態が想定される。これにより、RWC2019 に係る活動が不必要に制限される可能性があるため、当該事態を排除する必要がある。 なお、我が国は、スポーツ基本法（平成 23 年 8 月 24 日施行）に基づき策定した「スポーツ基本計画」において、国は、中央競技団体等と連携し、大規模な国際競技大会の招致や、我が国で予定されている国際競技大会等の円滑な開催に向けて、海外への情報発信や社会的気運の醸成、海外からのスポーツ関係者の受入れ等に必要な措置等の支援を行う方針を明確にしている。		
本要望に 対応する 縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	○平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（抄） （趣旨） 第一条 この法律は、平成三十一年に開催されるラグビーワールドカップ大会（以下「ラグビーワールドカップ大会」という。）が大規模かつ国家的に重要なスポーツの競技会であること、並びにラグビーワールドカップ大会の準備及び運営がその翌年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の準備及び運営と密接な関連を有するものであることに鑑み、ラグビーワールドカップ大会の円滑な準備及び運営に資するため、寄附金付郵便葉書等の発行の特例等の特別の措置を講ずるものとする。 ○スポーツ基本法（抄） （スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進） 第十九条 国及び地方公共団体は、スポーツ選手及び指導者等の派遣及び招へい、スポーツに関する国際団体への人材の派遣、国際競技大会及び国際的な規模のスポーツの研究集会等の開催その他のスポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進するために必要な施策を講ずることにより、我が国の競技水準の向上を図るよう努めるとともに、環境の保全に留意しつつ、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するよう努めなければならない。 ○スポーツ基本計画（抄） 政策目標 「国や独立行政法人、地方公共団体、スポーツ団体等関係機構が連携し、国際競技大会等の積極的な招致及び円滑な開催を支援する」
	政策の達成目標	RWC2019 の円滑な準備及び運営の実現
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成 29 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	
	要望の措置の効果見込み （手段としての有効性）	国際的二重課税の排除等に伴い、大会関係者である外国法人に対する我が国の課税の公平性が確保され、RWC2019 の円滑な準備及び運営に資する。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税においても同様の改正要望を行っている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	国際的二重課税の排除等に伴い、大会関係者である外国法人に対する我が国の課税の公平性が確保され、RWC2019 の円滑な準備及び運営に資する。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	新規要望